

国土技術政策総合研究所技術提案評価審査会規則

平成20年4月1日国総研達第2号

改正 平成21年1月30日国総研達第2号

改正 平成28年4月1日国総研達第2号

(趣旨)

第1条 国土技術政策総合研究所が発注するコンサルタント業務、役務及び工事等（以下、「業務等」という。）に関し、プロポーザル方式、総合評価落札方式及び企画競争（以下、「プロポーザル方式等」という。）における競争参加者の技術提案等に対し、中立かつ公正な審査及び評価を行うため、国土技術政策総合研究所に国土技術政策総合研究所技術提案評価審査会（以下、「審査会」という。）を設置する。

(審査会の事務)

第2条 審査会は、次の各号に掲げる事項について審議を行い、国土技術政策総合研究所長に対して意見を述べるものとする。

- 一 業務等におけるプロポーザル方式等の実施方針に関すること。
- 二 業務等におけるプロポーザル方式等の技術提案に共通する評価方法（評価方法、評価基準及び得点配分等）に関すること。
- 三 業務等の個別の評価方法に関すること。
- 四 業務等におけるプロポーザル方式等の技術提案の審査及び評価に関すること。

(委員の委嘱等)

第3条 委員は、中立かつ公正な立場で、客観的に技術提案等の審査及び評価等について適切に審議を行うことができる学識経験等を有する者のうちから、国土技術政策総合研究所長が委嘱する。

- 2 審査会は、委員25人以内で組織する。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、非常勤とする。
- 4 委員の氏名及び職業は、公表する。

(会長)

第5条 審査会には会長を置き、会長は委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総括し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(審査会の開催)

第6条 審査会は、会長が招集し、原則として毎年度末に開催する。

- 2 会長は、前項によるほか、必要に応じて審査会を開催することができる。
- 3 審査会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 審査会は、非公開とし、議事の概要を公表する。

(個別審査会)

第7条 審査会に個別審査会を置き、第2条第三号及び第四号の事務を行う。

- 2 個別審査会は、審査会委員2名以上により構成するものとし、個別業務等ごとに審議を依頼するものとする。
- 3 個別審査会は、個別の業務の発注行程に合わせ適宜開催する。
- 4 審査会は、個別審査会の審議をもって、審査会の審議とすることができる。
- 5 個別審査会の審議結果は、審査会へ報告する。

(委員の排斥)

第8条 委員は、第2条第三号及び第四号の事務に関しては、自己の利害関係のある議事に加わることはできない。

(秘密を守る義務)

第9条 委員は、第2条の事務を処理する上で知り得た秘密を他にもらしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(審査会の庶務)

第10条 審査会及び個別審査会の庶務は、企画部施設課及び管理調整部管理課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるものの他、審査会の運営に必要な事項は、審査会に諮って定めるものとする。

附則

(施行時期)

本規則は、平成20年4月1日から施行する。

附則

(施行時期)

本規則は、平成21年2月1日から施行する。

附則

(施行時期)

本規則は、平成28年4月1日から施行する。